

2-3② セーフティネット資金（経営力強化借換枠） 【責任共有制度対象】 (経営力強化保証制度対応)

1. 資金使途

経営力の強化を図るために必要となる借換資金

2. 融資対象者

次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等

- ① 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う者
- ② 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金（※1）を借り換える場合において、①の要件を満たし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた者

※1 「新型コロナウイルス感染症対応資金」、「セーフティネット資金（コロナ新規枠・借換枠）」、「ポストコロナ新規枠・借換枠」等の借入金

3. 融資条件

融資限度額	2億8,000万円
融資利率 (※1)	年1.7%以内（固定）
融資期間	10年以内（据置1年以内）
信用保証	必ず保証付き 【融資対象者①】年0.45%～1.75%（一般保証） 【融資対象者②】年0.80%（経営安定関連保証）
担保・保証人 (※2)	保証協会の定めるところによる
借入申込先	取扱金融機関

（※1）4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがある。

（※2）申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できることがある。このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照すること。

4. 借入申込書類

■ 提出書類

- ① 借入申込書（要綱様式第2号）
- ② 誓約書（要綱様式第3号）
- ③ 県税に未納がないことを証する証明書
- ④ 許認可、免許、登録等を必要とする事業は、許認可書等の写し
- ⑤ 最近の試算表
- ⑥ 直前2期の決算書または確定申告書の写し
- ⑦ 法人の登記事項証明書（写し）
- ⑧ 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（様式第4-4号）
- ⑨ 事業行動計画書（様式第4-5号）

■ 融資対象者②の場合

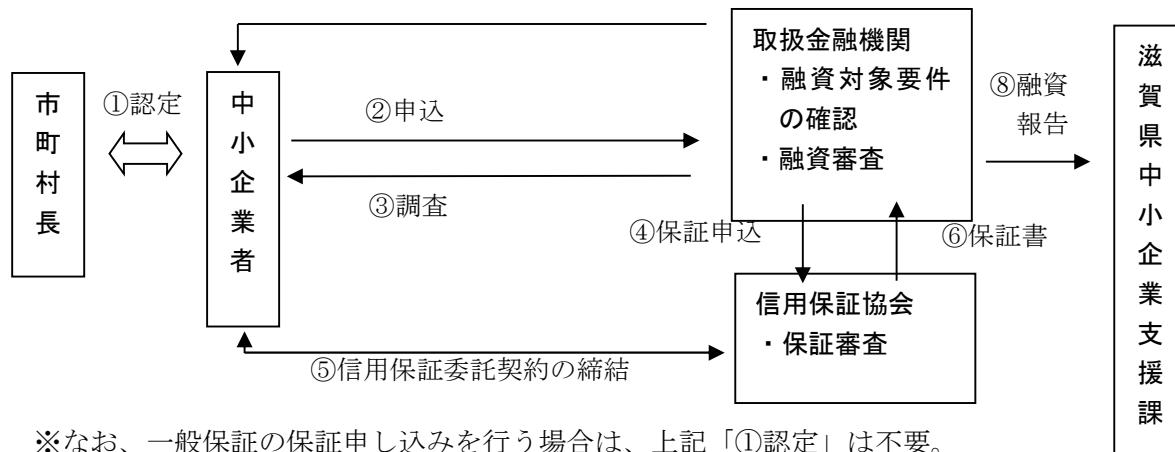
- ⑩ 市町村長が発行する中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者の認定書（写し可）

■ 提出部数

- 3部
(原本は1部とし、写しを2部作成する。)

5. 融資事務の流れ

⑦融資



※なお、一般保証の保証申し込みを行う場合は、上記「①認定」は不要。

6. その他のポイント

■ 融資対象者について

- ① 融資対象者②（経営安定関連保証利用）の場合
「特定中小企業者」の認定を受けようとするときは、認定申請書を管轄する市町村長に提出し、認定を受けること。
- ② 特定中小企業者の認定書による保証申込みの有効期限は、認定日から起算して30日となっているので注意すること。

■ 借換について

- ③ 借換の対象とする融資は、元本返済が開始された後（据置期間がある場合はその終了後）6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されているものを対象とする。ただし、セーフティネット資金（経営力強化借換枠）を利用する者のうち、コロナ関連融資から借り換える者に関しては、この限りでない。
- ④ 「同一金融機関での複数の融資」や「複数の金融機関での融資」を一本化して借換することが可能であるが、関係機関間の調整は利用者の責任と負担において行うこと。
- ⑤ （旧債振替の禁止）
信用保証協会の保証付き融資で、金融機関が借り手の意に反して旧債務を返済させることは禁止されています。

■ 融資条件について

- ⑥ 同一年度内の複数回の利用（借入申込）が可能であるが、本制度の融資残高も含めて限度額の範囲内であること。
- ⑦ 返済方法は、原則として割賦償還とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括償還でも差し支えないものとする。

■ 融資事務の流れについて

- ⑧ 借換による融資の一本化等の調整に時間を要することが予想されるため、申込にあたっては十分余裕を持つこと。
- ⑨ 借換資金の中に一部増額部分（設備、運転を問わない）が含まれている場合も一本化して申込みすることができ、借入申込書（要綱様式第2号）は1枚とする。
- ⑩ 受付機関は取扱金融機関とし、取扱金融機関は、申込内容の調査および融資審査を行うとともに、保証協会に関係書類を送付し、融資の適否を決定する。